

(仮称) 三瀬矢引風力発電事業環境影響評価書に係る確定通知について

令和 8 年 1 月 2 1 日
経 済 産 業 省
大 臣 官 房
産業保安・安全グループ

当省は、(仮称) 三瀬矢引風力発電事業環境影響評価書(以下「評価書」という。)について審査した結果、電気事業法第 4 6 条の 1 7 第 2 項の規定に基づき、本日、ENEOS リニューアルブル・エナジー株式会社に対し、評価書の変更を要しない旨の通知(以下「確定通知」という。)を行った。また、当省は同法第 4 6 条の 1 8 第 1 項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた同社は、同条第 2 項の規定に基づき、山形県知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第 2 7 条の規定に基づき公告及び縦覧(1 か月間)し、住民へ周知することとなる。

1. 計画概要

住 所：山形県鶴岡市三瀬、矢引周辺
原動力の種類：風力(陸上)
出 力：2 1, 0 0 0 k W

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 2 年 6 月 1 6 日
環境大臣意見受理	令和 2 年 8 月 2 8 日
経済産業大臣意見発出	令和 2 年 9 月 9 日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 2 年 1 1 月 3 0 日
住民意見の概要等受理	令和 3 年 2 月 3 日
山形県知事意見受理	令和 3 年 3 月 2 5 日
経済産業大臣勧告発出	令和 3 年 5 月 2 7 日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和 6 年 7 月 2 2 日
住民意見の概要等受理	令和 6 年 9 月 3 0 日
山形県知事意見受理	令和 7 年 1 月 2 9 日
環境大臣意見受理	令和 7 年 2 月 7 日

経済産業大臣勸告発出	令和 7年 4月15日
------------	-------------

<環境影響評価書>

環境影響評価書受理	令和 8年 1月 6日
環境影響評価書確定通知	令和 8年 1月21日

問合せ先：電力安全課 小西、植田
電話：03-3501-1511（内線：4921）